

## 米国プレイセラピー協会（APT）の認定プレイセラピスト（RPT） についてのお知らせ

2016年10月、米国プレイセラピー協会の会長、キャシー・レビー氏より、認定プレイセラピスト（Registered Play Therapist：RPT）の資格基準への新たな取り決め、そして日本資格申請者への影響について報告がありました。

これまで米国プレイセラピー協会は、日本の臨床心理士（有資格者）に対し、米国プレイセラピー協会が定めている RPT の基準を全部満たした場合に、RPT を発行してきました。ところが、今回海外 RPT 取得者基準の見直しをして、日本の臨床心理士資格が国家資格ではないということで、RPT の認定対象にならない、という決定を下しました。理由としては、米国プレイセラピー協会の認定プレイセラピスト資格は、各国の政府が発行した「国家資格」を持っている人にものみ発行することで、倫理的な問題が起きた時に、その資格団体が調査を行い、資格を無効にし、その人が臨床家として活動ができないようにする（プレイセラピストとしても活動ができなくなる）ということによって立っているからです。ただし、日本の公認心理師については、国家資格であっても米国プレイセラピー協会の他の認定基準に該当しません。日本の公認心理師（臨床心理士も同じ）は業務独占資格ではないため、たとえ資格をはく奪したとしても臨床家としての活動を完全にやめさせることができません。また、RPT の条件の一つとして「修士以上の学歴を要する資格」を持っているというものがあります。公認心理師は学部卒でも取れる資格であるため、RPT の対象の資格にはなりません。

日本プレイセラピー協会は米国プレイセラピー協会が認定しているトレーニングプロバイダーであるため、従来通り研修に対して証明書を発行することは出来るのですが、日本の臨床心理士である方が、その証明書を使ってアメリカの認定プレイセラピストの申請をすることは今後できません。

日本プレイセラピー協会は、2019年11月までは、当会が主催したトレーニング・ワークショップに対して、米国プレイセラピー協会からの認定証を発行いたしますが、2019年12月以降の認定証については現在検討中です。

また今回の米国プレイセラピー協会の決定の対応として、日本プレイセラピー協会では米国プレイセラピー協会のサポートを受けながら 日本国内、またはアジアでのプレイセラピー認定資格を創設する可能性を検討し始めています。とても大きな、時間を要する課題ですが、この件でなにか進展があった場合は、その都度日本プレイセラピー協会のウェブサイトでお伝えしていきたいと思っております。

今回の米国プレイセラピー協会の RPT 取得者基準の見直しについて、もしご質問があれば、米国プレイセラピー協会はもちろん、当会でも分かる範囲でお答えいたしますので、どうぞお問い合わせください。